

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年10月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社デリバリーコンサルティング |
| 【英訳名】 | Delivery Consulting Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長 阪口 琢夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー23階 |
| 【電話番号】 | 03-6779-4474 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CEO 内藤 秀治郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー23階 |
| 【電話番号】 | 03-6779-4474 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CEO 内藤 秀治郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2024年10月29日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2024年10月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の招集権者及び議長及び株主総会の決議の方法を明確化するため、変更するものであります。
- (3) 取締役の選任方法、増員又は補欠として任された取締役の任期及び取締役会の招集権者及び議長を明確化するため、変更するものであります。
- (4) 経営体制の強化を図るため、役付取締役として「会長」及び「副会長」を定めることができる旨を追加するものであります。
- (5) 監査役の選任方法を明確化するため、変更するものであります。
- (6) 会計監査人の選任方法を明確にするため、変更するものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、阪口琢夫、高橋昌樹、内藤秀治郎、曾山明彦、齋藤祐子を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、菅野次男、恩田学、平石孝行を選任するものであります。

(3) 上記決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成 割合(%) | |
|-----------------|------------|------------|------------|------|--------------------|-------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | | | | | | |
| | 32,815 | 60 | 0 | (注)1 | 可決 | 68.69 |
| 第2号議案 取締役5名選任の件 | | | | | | |
| 阪口 琢夫 | 32,815 | 60 | 0 | (注)2 | 可決 | 68.69 |
| 高橋 昌樹 | 32,815 | 60 | 0 | | 可決 | 68.69 |
| 内藤 秀治郎 | 32,778 | 97 | 0 | | 可決 | 68.61 |
| 曾山 明彦 | 32,804 | 71 | 0 | | 可決 | 68.67 |
| 齋藤 祐子 | 32,798 | 77 | 0 | | 可決 | 68.66 |
| 第3号議案 監査役3名選任の件 | | | | | | |
| 菅野 次男 | 32,719 | 156 | 0 | (注)2 | 可決 | 68.49 |
| 恩田 学 | 32,812 | 63 | 0 | | 可決 | 68.69 |
| 平石 孝行 | 32,813 | 62 | 0 | | 可決 | 68.69 |

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

(注)2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上